

# しが 「滋賀 教育の日」を定める要綱

## （趣旨）

第1条 滋賀の将来を担う子どもたちの人間性や社会性を豊かに育むため、県民がこぞって滋賀の教育について考える気運を高め、学校だけでなく家庭や地域など、社会全体で子どもを見守り、子どもの育ちを支える環境づくりを促進することを目的に、「滋賀 教育の日」を設ける。

## （滋賀 教育の日）

第2条 「滋賀 教育の日」は、11月1日とする。

## （滋賀教育月間）

第3条 第1条に定める趣旨に沿った取り組みを重点的に行う期間として、滋賀教育月間を設ける。

2 滋賀教育月間は、11月1日を含む前後1ヶ月程度とする。

## （教育の日の取り組み）

第4条 県教育委員会は、市町教育委員会、学校、企業、教育に関する機関・団体および県民等との連携・協力のもと、「滋賀 教育の日」の趣旨に沿った取り組みを実施するとともに、広く県内への普及を図る。

2 「滋賀 教育の日」の趣旨に沿った取り組みは、可能な限り滋賀教育月間に実施するように努めるものとする。

## （他団体への支援）

第5条 県教育委員会は、市町教育委員会、学校、企業、教育に関する機関・団体および県民等が行う「滋賀 教育の日」の趣旨に沿った自発的な取り組みを促進するとともに、必要な場合にはこれらの取り組みに対し、支援を行うものとする。

## （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、「滋賀 教育の日」に関し必要な事項は、別に定める。

## （附則）

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。